

令和3年第2回定例会

埼玉県後期高齢者医療
広域連合議会議案

令和3年11月11日

議 案 目 次

議案第9号	埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議案第10号	埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第11号	令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第12号	令和3年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第13号	令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について……………	5
議案第14号	令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	6
議案第15号	埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について……………	7

議 案 第 9 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月11日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 原 口 和 久

提 案 理 由

デジタル庁設置法の制定及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備をするため、埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第10号

埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成
19年広域連合条例第23号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年11月11日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 原 口 和 久

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、必要な規定の整備をするため、埼玉県後期高齢者
医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正したいので、
地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成
19年広域連合条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第13号

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定に
ついて

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年11月11日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 原 口 和 久

提案理由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議 案 第 1 4 号

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算認定について

令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
を別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年11月11日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 原 口 和 久

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第3号の規定により、この案を提出する。

議案第15号

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員に次の者を選任することについて同意を求めらる。

- 1 住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- 2 氏 名 工 藤 道 弘
- 3 生年月日 ○○○○○○○○○○

令和3年11月11日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 原 口 和 久

提案理由

埼玉県後期高齢者医療広域連合現監査委員（識見を有する者）が、令和3年12月25日をもって任期が満了となるので、次期監査委員を選任することに議会の同意を得たいため、地方自治法第196条第1項の規定により、この案を提出する。